

保健計画



【考察】

全体的に令和3年度と比較し、「縮小」・「中止」する事業が減少し、概ね「計画通りの実施」となっており、特に基本方針4「新たな時代におけるソーシャルキャピタルの発展」では、計画通り実施できた事業が大幅に増加している。しかしながら、計画どおり実施した事業についても、新型コロナウイルス感染症対策として引き続き人数制限や内容変更を行うなど、感染症発生前と同じ規模では実施できていないものもある。また、参加人数が伸び悩む事業が多くあり、無関心層へのアプローチ方法や環境整備などの課題をもつ事業が多くみられた。

食育推進計画



中止事業:セレクト給食、選択メニュー給食、給食展

新規事業:特定保健指導未利用者対策事業
縮小事業:摂食・嚥下機能支援システム(食べる・飲み込む機能支援相談窓口)、離乳食教室、パティシエ教室(四谷文化センター)、産後うつ予防の啓発
中止事業:職場体験、保育所等巡回歯科保健指導、農業プチ講座、子ども料理教室(紅葉丘文化センター)
廃止事業:子どもお菓子作り教室(武蔵台文化センター)

新規事業:共創の窓口
縮小事業:環境保全活動センター事業 田んぼの学校、離乳食教室、ナイトハイク 摂食・嚥下機能支援システム(食べる・飲み込む機能支援相談窓口)、
中止事業:交流給食ふれあい給食、いきプラ食堂、トワイライト食堂、農業プチ講座、ジュニアリーダー講習会

【考察】

令和3年度と比較すると、3方針ともに「計画通り」が大幅に増加した。令和3年度は新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けていたが、その影響は少しずつ改善されてきている。一方で、「縮小」もしくは「中止」となった事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、人数制限や内容を縮小・変更(時間短縮、口腔ケア・調理実習や試食の中止等)し、実施している状況が見られた。

対面での会食については、令和4年度は引き続き難しい状況が続き、「中止」となっていたが、令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されたことに伴い、再開時期の検討をしている状況が確認できた。また、企業との連携により、健康情報を広く発信したり、内容を拡大して実施している事業もあった。